

令和6年川崎町「二十歳のつどい」（旧成人式）のお知らせ

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、川崎町では、今までどおり、その年度に20歳を迎えられる方を対象とし、名称を「成人式」から「二十歳のつどい」に変更して実施します。以下のとおりです。

1. 日 時

令和6年1月7日（日） ※「成人の日」の前日

入場受付 12時30分～

式 典 13時～

2. 会 場

川崎町勤労青少年ホーム

（川崎町大字田原 772 番地 1）

3. 対 象

平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

4. 備 考

川崎町内に住所がある対象者には、12月中に案内状を郵送いたします。町外に住所をおかれている方で、二十歳のつどいへの参加を希望される場合は、下記の連絡先にご連絡ください。氏名、住所等を受付後、案内状を郵送いたします。

（事前に出欠の確認をすることはありませんので、参加される場合は当日、案内状をご持参のうえ、受付に提出してください）

お問い合わせ

川崎町役場 総務課庶務係

0947-72-3000 【内線 308】